

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
出席	委 員	伊 藤 利 彦	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成27年2月20日(金)
	午前9時00分から午前9時35分
	2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3. 出席委員(37人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請
日程第 5 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
3. 現況証明願	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
3. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	
4. 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について	
日程第 8 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 瀧田崇司 である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	

会長

会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中37名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号12番 松永 勇 委員

議席番号14番 八木 聖 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

- | | | |
|--------|-------------------------------------|-----|
| 議案第29号 | 農地法第3条の規定による許可申請 | 7件 |
| 議案第30号 | 農地法第4条の規定による許可申請 | 3件 |
| 議案第31号 | 農地法第5条の規定による許可申請 | 8件 |
| 決定第11号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について | 25件 |
| 専決報告 | 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 27件 |
| | 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 5件 |
| | 3. 現況証明願 | 2件 |
| 報告 | 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 | 32件 |
| | 2. 農地改良届出書 | 1件 |
| | 3. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 | 1件 |
| | 4. 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について | 1件 |

それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

本日は、傍聴席に傍聴人1名が傍聴されている関係上、議案説明に関し、愛西

<p>会長</p>	<p>市個人情報保護条例に関する個人情報の朗読を控えて、説明させていただきますのでよろしくお願いします。</p> <p>(1番から7番の申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、300枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。</p> <p>(2番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、216枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。</p> <p>(3番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、56枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、地表面については、防草シート及び砂利敷で、敷地周辺については、フェンスで囲う計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では210枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲い、地表面については砂利敷きとの計画でございます。

(2番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では231枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲い、地表面については砂利敷きとの計画でございます。

(3番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する宅地にて農家住宅に居住しておりますが、自宅への進入路が大変狭く、自家用車等の出入りに大変不便を感じており、今般の申請にて、申請地を進入道路及び庭敷地として利用する計画でございます。

(4番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、稲沢市内の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しておりますが、将来子どもを出産し育てるには、大変手狭なことにより、母所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(5番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、小牧市に本店を置き、事業展開を繰り広げる中で、申請地へ有料老人ホームを建築する計画でございます。申請地周辺につきましては、名鉄勝幡駅、青塚駅があり、大型スーパー等もあり生活環境が整っている為、今般の申請地を選定し、申請に至ったとのことでございます。

(6番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では300枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺については、フェンスで囲い、地表面については砂利敷きとの計画でございます。

(7番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請

者は現在、基礎杭打工事業を営んでおり、愛西市に1箇所及び津島市に1箇所資材置場及びトラック、従業員駐車場がありますが、愛西市の資材置場については、賃貸契約が終了し返還することとなり、今般の申請にて、申請地を資材置場及びトラック、従業員駐車場として利用する計画でございます。なお、津島市の資材置場につきましては、引き続き利用するとのこととす。

(8番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では3,000枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、太陽光設備につきましては17年間のリース契約となっております。基礎工事は専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲い、地表面は砂利敷きの計画でございます。

以上8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長 只今、事務局より議案第31号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

鈴木巖委員 太陽光発電設備に伴う転用の場合は、地目は何になりますか。

事務局 地目については雑種地に変わるかと思ひます。

鈴木義英委員 1番の案件について、以前この付近にて、同じように太陽光発電設備の申請があったと思ひますが、その案件と関係性はあるのでしょうか。

事務局 設置業者については同じ業者と同じ業者となっております。

鈴木義英委員 1月の案件についての設置状況についてはどの様な状況ですか。

事務局 1月にご審議いただいた案件については、19日付けで許可がおりております。設置状況については、まだ施工前です。

会長 他、宜しいでしょうか。

それでは議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から25番の申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第11号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から25番、全体筆数は90筆、面積は92,518㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、38筆、35,320㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は8方で合計52筆、57,198㎡でございます。内容につきましては、作物はレンコン、水稻、イチゴでございます。公告年月日は平成27年2月27日、契約開始年月日は平成27年3月1日、新規24件、再設定1件、契約期間は1年7ヶ月、5年、6年、10年、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から27番の申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)</p> <p>以上、27件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)</p> <p>以上、5件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の土地の所在、地目、面積・目的・事由・</p>

<p>会長</p>	<p>備考を朗読説明)</p> <p>以上、2件の届出がございました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。</p> <p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から32番の申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、件数が多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から32番、合計筆数106筆、申請面積田77,450㎡、畑796.57㎡、申請理由につきましては、全て賃貸借の合意解約でございます。以上、32件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)</p> <p>以上、1件の届出がございました。</p> <p>(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番の事業者住所氏名・地所在、地目、面積、事由、進達日を朗読説明)</p> <p>以上、1件の事業計画書が提出されましたので、内容及び現地を確認し、県へ進達させていただきました。なお、この事案につきましては、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当していると思われます。</p> <p>(報告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について 選挙区・男女登載人数・定数及び今後の日程について朗読説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

会長	<p>只今、報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
堀田薫委員	<p>18条の解約についてお伺いしますが、これだけ多くの面積を解約されるという事は、何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>企業庁が、企業誘致の場所として、約10haの土地について計画を進めております。その土地について、利用権設定がなされておりましたので、所有権を移転する前に、解約をされたと言う事です。</p>
鈴木義英委員	<p>選挙人名簿登載申請書の届出状況についてですが、現在、農業委員会選挙の在り方について、市町村長の選任と言うような情報がありますが、その関連で、選挙人名簿の取りまとめについて必要がなくなるのではないかと思われませんが、今現在の状況について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>冒頭の会長のあいさつにもございましたが、農協改革と農業委員会改革が新聞及びニュース等で報道されているところでございますが、農業委員の定数についても、半数程度に減らし、その中に認定農業者を半数以上入れるなどの報道がされております。ただ、詳細については、事務局には届いておりません。そのため、選挙人名簿登載申請書の取りまとめにつきましては、現状通り、今後につきましても従来通り行わせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。 それでは、報告 4件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時35分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年2月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 12番委員 松 永 勇

議事録署名者
議席番号 14番委員 八 木 聖